

財政状況等一覧表（平成19年度）

(単位:百万円)

団体名 高知県

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額 C	標準財政規模 A+B+C
70,956	168,179	19,912	259,047

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの 繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	421,873	417,463	4,410	2,576	12,301	773,476	
給与等集中管理特別会計	117,115	117,115			117,115		
旅費集中管理特別会計	989	989			989		
用品等調達特別会計	329	318	11	11	318		
県債管理特別会計	85,610	85,610			82,756		
土地取得事業特別会計	773	687	87	87	2	761	
災害救助基金特別会計	4	4			2		
母子寡婦福祉資金特別会計	102	83	19	19	1		
中小企業近代化資金助成事業特別会計	10,976	9,901	1,075	1,075	45	13,439	
農業改良資金助成事業特別会計	941	39	902	902	7	447	
県営林事業特別会計	1,176	1,170	6	6	192	2,817	
林業・木材産業改善資金助成事業特別会計	2,176	1,931	245	245	473	472	
沿岸漁業改善資金助成事業特別会計	391	40	351	351	1		
高等学校等奨学金特別会計	438	429	8	8	114		
会計事務集中管理特別会計	1,035	1,035			1,035		
一般会計等	429,020	421,907	7,113	2,576		791,412	

(注)「一般会計等」は、各会計相互間の重複額を控除しているため、全会計の合計とは一致しない。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
工業用水道事業特別会計	178	141	37	510		3,275	577	法適用
電気事業特別会計	1,312	1,201	111	2,227		973	75	法適用
病院事業特別会計	11,991	12,224	△ 233	1,029	2,037	15,689	11,562	法適用
港湾整備事業特別会計	3,691	3,675	15	-	354	9,638	428	
(内訳)港湾整備事業	893	881	12	-	209	6,317	-	
(内訳)宅地造成事業(臨海)	2,797	2,794	4	-	146	3,321	-	
流通団地及び工業団地造成事業特別会計	2,516	2,515	1	-	119	5,727	231	
流域下水道事業特別会計	1,120	984	136	136	291	3,831	1,820	
公営企業会計等 計				3,902		39,132	14,693	

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。
 2. 法適用企業に係るもの以外については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
高知県・高知市病院企業団	15,836	17,728	△ 1,893	1,538	2,842	33,554	11,323	
高知県競馬組合	5,138	8,330	△ 3,192	△ 3,192	334	-	-	
一部事務組合等 計				△ 1,654		33,554	11,323	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
高知空港ビル(株)	235	2,523	310						
土佐くろしお鉄道(株)	△ 132	418	245	60					
(財)高知県人権啓発センター		21	11	47					
(財)高知県福祉基金	△ 1	850	744						
(財)高知県生活衛生営業指導センター		9	2	21					
(財)高知県ふくし交流財団	6	429	351						
(財)高知県障害者スポーツ振興協会		66	40	2					
(財)四万十川財団	1	64	5	14					
(財)高知県牧野記念財団	9	139	10	47					
(財)高知県医療廃棄物処理センター	46	356	4						
(財)エコサイクル高知	27	△ 244	19	14	659				
(財)高知県魚さい加工公社	△ 37	660	5						
(財)高知県文化財団	22	591	250	5					
(財)土佐山内家宝物資料館	△ 3	133	70	83					
(財)高知県国際交流協会	2	489	314	43					

(財)こうち男女共同参画社会づくり財団	4	19	5						
(財)高知県産業振興センター	76	3,004	41	424	9,621		405	405	
(株)高知県商品計画機構	8	142	100						
(株)高知流通情報サービス	32	160	200						
(株)高知県観光開発公社	1	356	150						
(財)高知県観光コンベンション協会	△ 2	262	100	276					
(財)高知県農業公社		245	5	38	223		2	2	
(社)高知県農業用廃プラスチック処理公社	1	136	20						
(社)高知県種苗センター	17	218	75						
(社)高知県青果物価格安定基金協会		270	115	100					
(財)高知県競馬施設公社	45	△ 1,927	6	154			2,455	2,455	
(社)高知県森林整備公社	30	30	30	151	17,837		9,836	9,836	
(財)高知県山村林業振興基金	8	991	480	7					
(株)とされいほく	12	149	62	17					
(財)高知県苗木供給安定基金協会		59	33						
(社)高知県森と緑の会		26	5	11					
(財)高知県内水面種苗センター	△ 5	453	478						
高知県土地開発公社	△ 42	554	10		35	6,640		6,385	
高知県道路公社		2,557	2,555			1,700		3,739	
(財)高知県のいち動物公園協会	12	331	1						
(財)高知県下水道公社		38	10						
高知県住宅供給公社	4	5,836	4						
(財)高知県スポーツ振興財団	1	124	95	17					
(財)高知県体育協会	△ 1	295	208	158					
(財)暴力追放高知県民センター	2	642	448						
地方公社・第三セクター等計			7,614	1,689	28,376	8,340	12,699	22,823	

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位: 百万円)

充当可能基金名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
財政調整基金		1,272	
減債基金		32,554	
その他充当可能基金		16,453	
充当可能基金計		50,279	

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
実質赤字比率	-	0.99	-	△ 3.75	△ 5.00	工業用水道事業特別会計		-	
連結実質赤字比率		2.50		△ 8.75	△ 25.00	電気事業特別会計		-	
実質公債費比率	16.9	16.7	0.2	25.0	35.0	病院事業特別会計		-	
将来負担比率		194.8		400.0		港湾整備事業特別会計		-	
財政力指数	0.23294	0.24476	0.01182			流通団地及び工業団地造成事業特別会計		-	
経常収支比率	97.4	98.9	1.5			流域下水道事業特別会計		-	

(注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△)で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
2. 「資金不足比率」の早期健全化基準に相当する「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。